

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	_____	仕 様 書 番 号	
携帯電話(スマートフォン)借上及び 通信料	_____		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和	7年 2月 19日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊熊本地方協力本部	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊熊本地方協力本部において、募集業務に用いる携帯電話借上及び通信料について規定する。

### 1.2 用語の定義

用語の定義は、次による。

- a) この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。
- b) 仕様書内における「携帯電話」とは、「スマートフォン」をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様

GLT-CG-Z000009 IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

#### b) 法令等

電波法（昭和25年法律第131号）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）  
[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について  
（通知）[装プ武第188号（31.1.9）]

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的事項

一般的要求事項は、次による。

- a) この携帯電話借上は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、このSIMカード借上のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策などを行うものとする。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009 2.1による。

- c) この仕様書に規定していない事項は、契約の相手方の規定する仕様書及び社内規格並びに商習慣による。

## 2.2 携帯電話

### 2.2.1 機能・性能

機能・性能は、次による。

- a) 日本「電波法」，「電気通信事業法」に基づく技術基準に適合していること。
- b) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に適合していること。
- c) ディスプレイサイズは，4.5インチ以上7.0インチ未満であること。
- d) 搭載のOSは，Android10.0以上であること。IOSは，iPhone10以上であること。
- e) GPS機能を有すること。
- f) Wi-Fi機能を有すること。
- g) 赤外線通信機能を有すること。
- h) SDカード等外部記憶媒体を添付しないこと（SIMカード及び他端末からの解読・分析が不可能な場合を除く）。
- i) 通信方式はLTE又は4G以上とする。
- j) メール機能，カメラ機能，地図（ナビ）機能，防水等級IPX5相当，IPX7相当の防水機能，防塵等級IP5X相当の防塵機能が付いていること。

### 2.2.2 付属品

付属品は「電池パック（本体に電池が内蔵又はセットされている商品の場合は，内蔵又はセットされたままであること）携帯電話用充電器，取扱説明書をそれぞれ1個」備え付けること。

## 2.3 数量

数量は，携帯電話借上41台及び通信回線41回線とする。

## 2.4 通話及び通信

通信回線は次による。

- a) 離島，へき地においてもNTTドコモ，au及びソフトバンクと同等の通話及び通信エリアが確保できること。
- b) 携帯電話の通話が出来ない場合は，留守番電話サービスに繋がり，メッセージ録音できること。

## 2.5 維持サービス

契約期間内においてデバイス遠隔設定・位置情報取得・アプリ管理・WEBフィルタリング・ヘルプデスク等の各種サービス及びウイルス対策（ウイルスやセキュリティソフトを原因とする問題が発生した場合にサポートや保証が受けられること。）が付与されていること。

## 2.6 料金

料金は次による。

- a) 毎月の通話・通信料が，無料又は毎月800分以上の無料通話を含む通話・通信プランであること。（通話料及び通信料については，基本料金内に含む。）
- b) 通信料が毎月定額として，データ容量は7GB以上のものとする。データ量超過後は，速度制限により追加料金なしで使用可能とすること。
- c) 毎月，回線ごとの利用料金，利用パケット数等が確認できる利用明細書の料金を含むこと。

## 2.7 契約期間

契約期間は，令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 2.8 携帯番号

- a) 携帯番号は、番号ポータビリティを利用し現在使用中の番号を引き継ぐことができ、令和7年4月1日午前0時より使用可能なものとする。番号は官側に確認するものとする。
- b) 番号ポータビリティを利用しない場合については、新規の携帯番号を取得するものとする。その際は官側に通知するものとする。指定する場合は調達要領指定書による。

## 2.9 その他

請負業者において本件調達を実施総括する部門は、ISO/IEC 27001認定を取得しているか、又それに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

## 3 保全・保守

### 3.1 データ通信回線にかかる保守体制

契約相手方が本役務で提供するデータ通信回線は、回線提供者により24時間365日態勢で監視、運用及び保守点検がなされており、障害発生時に速やかな復旧作業が可能であること。

### 3.2 電話回線にかかる保守体制

契約相手方が本役務で提供する電話回線は、回線提供者により24時間365日態勢で監視、運用及び保守点検がなされており、障害発生時に速やかな復旧作業が可能であること。

### 3.3 災害時における優先回線の提供

災害時にかかる回線障害発生時には、法令及び各社が定める提供基準に則り、災害時優先回線として優先的に1回線以上の復旧の契約相手方が本役務で提供する電話回線は、回線提供者により24時間365日態勢で監視、運用及び保守点検がなされており、障害発生時に速やかな復旧作業が可能であること。

### 3.4 紛失・故障等

- a) 紛失等した場合、遠隔操作でロック及びデータ消去ができること。（電波が受信可能な状況下の場合による。）
- b) 携帯電話の保守または故障修理サポートを付帯しており、営業時間内の故障等発生時に迅速に対応できること。

## 4 費用

- a) 紛失時の損害金及び修理費等については、故障修理サポート費用に含む。  
（SIMカード再発行費用については、別途見積とする。）
- b) 携帯電話導入に伴う役務サポート費用を含む。

## 5 納入要領（新規の場合）

携帯電話を適宜梱包し、電話番号を記載して納入すること。

## 6 納入場所

熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 自衛隊熊本地方協力本部とする。

## 7 監督・検査

2.1～2.9に示す要求事項を満足していることを確認する。

## **8 その他の指示**

### **8.1 秘密保全**

契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も、同様とする。

### **8.2 仕様書に関する疑義**

この仕様書に疑義が生じた場合、または仕様書外の事象が発生した場合は、その都度官側と協議するものとする。